

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年5月14日

【四半期会計期間】 第103期第1四半期(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

【会社名】 東亜合成株式会社

【英訳名】 TOAGOSEI CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中川和明

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 根本洋

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目14番1号

【電話番号】 03(3597)7215

【事務連絡者氏名】 管理本部IR広報室長 根本洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第102期 第1四半期 連結累計期間	第103期 第1四半期 連結累計期間	第102期
会計期間	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日	自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日
売上高 (百万円)	37,433	35,036	148,912
経常利益 (百万円)	3,372	2,893	12,892
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,104	1,713	8,414
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,496	3,875	11,920
純資産額 (百万円)	148,165	160,182	157,349
総資産額 (百万円)	194,584	204,092	201,168
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	7.99	6.51	31.94
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	73.9	76.2	75.9

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年3月31日まで）における当社グループの業績は、売上高は350億3千6百万円（前年同期比6.4%減収）、営業利益は28億1千2百万円（前年同期比16.0%減益）、経常利益は28億9千3百万円（前年同期比14.2%減益）、四半期純利益は17億1千3百万円（前年同期比18.6%減益）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

##### 基礎化学品事業

苛性ソーダおよび無機塩化物は、製品価格が弱含みで推移したとともに、総じて販売数量は減少し低調に推移しました。無機高純度品は、主力の半導体向けの販売が引き続き好調に推移しました。硫酸は、一部用途の需要が低調で減収となりました。工業用ガスは、ほぼ前年並みに推移しました。これらの結果、当セグメントの売上高は107億7千2百万円（前年同期比1.0%減収）となりました。

営業利益は、無機高純度品の増収、固定費の圧縮などにより、7億6千7百万円（前年同期比47.5%増益）となりました。

##### アクリル製品事業

アクリル酸およびアクリル酸エステルは、アジア市場、日本国内とも需給アンバランスによる競争激化の影響などから大幅に減収となりました。アクリル系ポリマー、高分子凝集剤ならびに光硬化型樹脂は、全般的に需要は堅調でしたが、原料価格の下落に伴い製品価格は弱含みで推移し減収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は129億5千3百万円（前年同期比11.6%減収）となりました。

営業利益は、設備投資に伴う減価償却費の増加に加え、アクリル酸エステルの市況下落により収益が悪化し、5億8千8百万円（前年同期比56.8%減益）となりました。

##### 機能製品事業

接着剤は、一般用瞬間接着剤は在庫調整等の影響により販売は低調でしたが、携帯端末向けなど機能性接着剤の販売が好調を維持し、全体では増収となりました。建築・土木製品と無機機能材料の販売数量は低調に推移しました。エレクトロニクス材料は、シリコン系高純度ガスの販売数量が好調に推移しました。これらの結果、当セグメントの売上高は43億8千万円（前年同期比6.7%増収）となりました。

営業利益は、機能性接着剤やシリコン系高純度ガスの販売数量が増加したことなどから、11億1千2百万円（前年同期比25.4%増益）となりました。

##### 樹脂加工製品事業

管工機材製品は、消費増税後から続く住宅着工件数低迷の影響などから販売数量が減少し、低調に推移しました。ライフサポート製品は、全般的な需要の低迷を受けて販売数量が減少しました。エラストマーコンパウンドは、全般的に需要が底堅く、増収となりました。これらの結果、当セグメントの売上高は62億円（前年同期比11.1%減収）となりました。

営業利益は、管工機材製品の販売数量が減少したことなどから、3億3千2百万円（前年同期比40.6%減益）となりました。

##### その他の事業

新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業などにより構成される当セグメントは、売上高は7億3千万円（前年同期比11.1%減収）、営業損失は1千万円となりました。

(2) 財政状態の分析

総資産合計は、手元流動性などが増加しましたため、前連結会計年度末に比べ29億2千4百万円、1.5%増加し、2,040億9千2百万円となりました。

負債合計は、前連結会計年度末とほぼ同水準となり、439億9百万円となりました。

純資産合計は、四半期純利益の計上および「その他有価証券評価差額金」などが増加しましたため、前連結会計年度末に比べ28億3千3百万円、1.8%増加し、1,601億8千2百万円となり、自己資本比率は76.2%となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、「化学事業を通じてより多くの人々とより多くの幸福を分かち合う」という企業理念に基づき、化学関連の事業を推進することにより、当社およびその子会社の株主・取引先・地域住民等のステークホルダーの皆様の利益・幸せを実現していくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年3月29日開催の当社第94回定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」について株主の皆様のご承認をいただきました。

その後、平成22年3月30日開催の当社第97回定時株主総会および平成25年3月28日開催の当社第100回定時株主総会（以下「第100回定時株主総会」といいます）において、それぞれ所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、継続された現在の買収防衛策を「本プラン」といいます）。

なお、当社は、特別委員会を設置し、特別委員会委員として、北村康央、佐藤勝、安田昌彦の3氏を選任しております。

本プランの概要は、以下に記載のとおりです。

(a) 本プランの継続の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間を確保することを求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、本プランに違反をした大規模買付者および濫用的買収者ならびにこれらの者と一定の関係にある者等）によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、企業価値ないし株主共同の利益を確保・向上することを目的として買収防衛策を継続したものです。

(b) 本プランに基づく対抗措置の発動にかかる手続

(イ)対象となる大規模買付行為

次の( )から( )までのいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会があらかじめ承認をした行為を除きます）またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ( ) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ( ) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- ( ) 上記( )または( )に掲げる各行為がなされたか否かにかかわらず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本( )において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定株主グループに属する株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定グループに属するすべての株主と当該他の株主との株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り）

(ロ)大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提供していただきます。

(ハ)大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社のすべての株券等の買付けが行われる場合には、60日間、それ以外の場合には、90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。なお、当該取締役会評価期間は、必要な範囲内で最大30日間延長することができるものとします。

(ニ)特別委員会の勧告および取締役会の決議

特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。

(c) 本プランの特徴

(イ)基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

(ロ)特別委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために特別委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(ハ)株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、第100回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

(ニ)適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時かつ適切な開示を行います。

(ホ)本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年3月31日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社は、当社の取締役会において、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

(d) 株主の皆様への影響

(イ)本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン導入時に株主の皆様のご権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(ロ)新株予約権の発行時に株主および投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当事者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならないことがあります。

上記の取組みに対する取締役会の判断およびその判断にかかる理由

当社は、前記 (a)記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、( )第100回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。また、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様のご意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとしている点において株主の皆様のご意思を重視していること、( )対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、( )独立性の高い特別委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず特別委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、特別委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、( )対抗措置の発動または不発動その他必要な決議に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は9億2千8百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。



### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	550,000,000
計	550,000,000

(注) 平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会において、株式併合の効力発生日(平成27年7月1日)をもって、発行可能株式総数を275,000,000株とする旨が承認可決されております。

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年5月14日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	263,992,598	263,992,598	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株であります。
計	263,992,598	263,992,598		

(注) 平成27年3月27日開催の第102回定時株主総会において、株式併合の効力発生日(平成27年7月1日)をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更する旨が承認可決されております。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年1月1日～ 平成27年3月31日		263,992,598		20,886		18,031

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 617,000		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 369,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 259,939,000	259,939	同上
単元未満株式	普通株式 3,067,598		同上
発行済株式総数	263,992,598		
総株主の議決権		259,939	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式14千株(議決権14個)が含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的には所有していない株式(名義書換失念株)が3千株(議決権3個)あります。

2 「単元未満株式」の中には、東洋電化工業(株)所有の相互保有株式2株、当社実所有の自己株式799株、および証券保管振替機構名義の株式134株が含まれております。なお、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的には所有していない株式(名義書換失念株)が382株あります。

【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東亜合成(株) (注) 1, 2	東京都港区西新橋 一丁目14番1号	617,000		617,000	0.23
(相互保有株式) 東洋電化工業(株)	高知市萩町 二丁目2番25号	369,000		369,000	0.14
計		986,000		986,000	0.37

(注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的には所有していない株式(名義書換失念株)3千株(議決権3個)が、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2 当第1四半期会計期間末(平成27年3月31日)の自己株式数は、636,200株であります。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)および第1四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	16,117	19,632
受取手形及び売掛金	42,403	40,086
有価証券	25,500	26,500
たな卸資産	17,490	16,608
繰延税金資産	757	740
未収還付法人税等	218	20
その他	1,852	1,127
貸倒引当金	42	38
流動資産合計	104,297	104,677
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	19,792	19,751
機械装置及び運搬具（純額）	25,217	24,234
土地	17,805	17,805
その他（純額）	3,277	3,364
有形固定資産合計	66,092	65,156
無形固定資産		
のれん	19	16
その他	559	545
無形固定資産合計	578	562
投資その他の資産		
投資有価証券	25,670	28,269
退職給付に係る資産	599	1,761
その他	3,983	3,719
貸倒引当金	54	54
投資その他の資産合計	30,199	33,695
固定資産合計	96,870	99,414
資産合計	201,168	204,092

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,704	14,894
短期借入金	2,885	2,885
未払法人税等	582	528
引当金	16	515
その他	8,189	7,799
流動負債合計	27,379	26,622
固定負債		
長期借入金	10,349	10,349
退職給付に係る負債	154	156
役員退職慰労引当金	20	
その他	5,915	6,781
固定負債合計	16,439	17,286
負債合計	43,818	43,909
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,886	20,886
資本剰余金	16,798	16,798
利益剰余金	106,306	107,086
自己株式	230	240
株主資本合計	143,760	144,531
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,249	8,322
為替換算調整勘定	2,306	2,280
退職給付に係る調整累計額	395	422
その他の包括利益累計額合計	8,951	11,025
少数株主持分	4,637	4,625
純資産合計	157,349	160,182
負債純資産合計	201,168	204,092

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
売上高	37,433	35,036
売上原価	28,148	26,552
売上総利益	9,284	8,483
販売費及び一般管理費	5,936	5,671
営業利益	3,348	2,812
営業外収益		
受取利息	8	12
受取配当金	25	57
持分法による投資利益	76	79
固定資産賃貸料	42	49
その他	54	32
営業外収益合計	207	231
営業外費用		
支払利息	30	28
為替差損	23	29
遊休設備費	35	29
環境整備費	20	21
その他	75	41
営業外費用合計	183	149
経常利益	3,372	2,893
特別利益		
補助金収入		78
特別利益合計		78
特別損失		
固定資産処分損	19	93
特別損失合計	19	93
税金等調整前四半期純利益	3,352	2,878
法人税等	1,171	1,083
少数株主損益調整前四半期純利益	2,181	1,795
少数株主利益	77	81
四半期純利益	2,104	1,713

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,181	1,795
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	371	2,073
為替換算調整勘定	313	20
退職給付に係る調整額		27
その他の包括利益合計	685	2,080
四半期包括利益	1,496	3,875
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,457	3,787
少数株主に係る四半期包括利益	38	88



【注記事項】

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が1,003百万円増加し、利益剰余金が647百万円増加しております。なお、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.49%から、平成28年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.88%に、平成29年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.11%にそれぞれ変更しております。

この結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が409百万円減少し、その他有価証券評価差額金が393百万円、退職給付に係る調整累計額が20百万円、法人税等調整額が4百万円それぞれ増加しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

		前連結会計年度 (平成26年12月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年3月31日)
従業員	金融機関等 借入保証	117百万円	146百万円
北陸液酸工業(株)	"	14	12
計		131	158

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)
減価償却費	1,805百万円	1,987百万円
のれんの償却額	2	2

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年3月28日 第101回定時株主総会	普通株式	1,317	5.00	平成25年12月31日	平成26年3月31日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期末日後となるもの  
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年1月1日 至 平成27年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年3月27日 第102回定時株主総会	普通株式	1,580	6.00	平成26年12月31日	平成27年3月30日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額6.00円には、創立70周年記念配当1.00円を含んでおります。

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期末日後となるもの  
該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	基礎化学 品事業	アクリル 製品事業	機能製品 事業	樹脂加工 製品事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	10,883	14,652	4,105	6,970	36,611	821	37,433		37,433
セグメント間の内部 売上高または振替高	8	28	122	3	163	1,844	2,007	2,007	
計	10,891	14,680	4,228	6,974	36,775	2,666	39,441	2,007	37,433
セグメント利益または セグメント損失( )	520	1,361	887	559	3,329	5	3,323	24	3,348

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、設備等の建設および修繕事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。

3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年1月1日至平成27年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益または損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期 連結損益 計算書 計上額 (注)3
	基礎化学 品事業	アクリル 製品事業	機能製品 事業	樹脂加工 製品事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	10,772	12,953	4,380	6,200	34,306	730	35,036		35,036
セグメント間の内部 売上高または振替高	7	24	155	0	187	1,753	1,940	1,940	
計	10,779	12,977	4,536	6,200	34,494	2,483	36,977	1,940	35,036
セグメント利益または セグメント損失( )	767	588	1,112	332	2,800	10	2,789	22	2,812

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規製品の研究開発事業、輸送事業、商社事業等を含んでおります。  
2. セグメント利益の調整額は、主にセグメント間取引消去によるものです。  
3. セグメント利益は四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失またはのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年1月1日 至平成26年3月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり四半期純利益金額	7.99円	6.51円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,104	1,713
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,104	1,713
普通株式の期中平均株式数(千株)	263,483	263,366

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年 5月13日

東亜合成株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	出	口	賢	二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡	辺	力	夫	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛	田	達	也	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東亜合成株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年1月1日から平成27年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東亜合成株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。